

⑩ 特 許 公 報

④4 公告 昭和46年(1971)11月1日

発明の数 1

(全2頁)

1

2

⑤4 整粒機

②1 特 願 昭44-18878
 ②2 出 願 昭44(1969)3月14日
 ②7 発 明 者 若林貞夫
 茅ヶ崎市中海岸3の10の31
 ⑦1 出 願 人 早川鉄工株式会社
 東京都大田区東糞谷4の5の1
 代 理 人 弁理士 斎藤秀守 外1名

図面の簡単な説明

第1図は本発明の整粒機の断面図、第2図は第1図の一部切欠せる平面図、第3a、3b図は要部を示す拡大図である。

発明の詳細な説明

本発明は道路用あるいは、コンクリート用の骨材に用いる岩石等をまず一次破碎(直径1m位のもの50mm位にジョークラツシヤ等にて破碎すること)した後、更に粒を整える(二次破碎)ための整粒機に係る。

従来、この種の整粒機は、遠心力により飛ばされた岩石を衝撃板に衝突させて岩石の粒を整えるようなものがあつたが、このようなものは衝撃板、その他の各部分の摩擦が激しく機械の故障が多い原因となつていた。

本発明は上述のような欠点を解決しようとしたものであり、その構成を図面について説明すると、上部に投入口1を有するケーシング2内に回転案内板3を設け、ケーシング2の内周辺に衝撃板4を設けた整粒機において前記衝撃板4を連結棒5

で連結した受板6、6'より形成し、この衝撃板4の連結棒5をケーシング2に取り付けた支持片7の溝8にはめ込んだ事の特徴とする整粒機である。
 なお受板6、6'は正方形のものがよく、連結棒5は円筒状のものをを用いるとよい。支持片7はケーシング2にヒンジ9等にて取りつけてもよい。12はローターであり、駆動軸10はVベルト等

にて電動機11に連結されている。

又、ケーシング2の底部は円錐形状2'を呈している。

又、衝撃板4において6aは岩石が一番よく当たる受板6の当り面(角)であり、6b、6c、6d、6'a、6'b、6'c、6'dは夫々受板6、6'の他の面である。

本発明の使用状態を説明する。

まず投入口1より原料(岩石)をケーシング210内に入れると、原料は回転案内板3に当たり、案内板3の遠心力により飛ばされ、ケーシング2の周辺に設けられた衝撃板4(特に当り面6a)に衝突して岩石の角が破碎され、更にローター12と衝撃板4との間を通過する時に互いに衝突して15偏平状の粒形のもの更に立方体化されその後ケーシング2の底部に集められ、円錐形状2'の口より取り出され、コンベア等にて運ばれる。

なお、岩石が衝撃板4に衝突した時、衝撃板4はとなり同志互いに密着しているためその衝撃力20は円周状に配列された受板6、6'全面にかかる。

又、衝撃板4の当り面6a(角)が摩擦したら、板4を廻して他の面が当り面になるように取り換えすれば受板6、6'の八面(6a、6b、6c、6d、6'a、6'b、6'c、6'd)を使用出来る。

25 本発明は上述のような構成を有し、衝撃板4を連結棒5で連結した受板6、6'より形成し、取付位置を変えられるようにしたので、岩石の一番よく当たる当り面6aが摩擦しても取付を変えて他の面を当り面とすれば八面がへるまで使用出来る。

30 又、岩石が衝撃板4に激突しても衝撃板4の受板6、6'は互いに隣り同志密着しているためその衝撃力は各個の衝撃板4の支点のみにかからず、円周状に配列された受板6、6'にて受持つ。

従つてケーシングをさほど丈夫な厚いもので製作しなくてもよい。

特許請求の範囲

1 上部に投入口1を有するケーシング2内に、回転案内板3を設け、ケーシング2の内周辺に衝